

議案第13号

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

平成25年 2月25日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により障害者自立支援法の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められることに伴い、関連する条例の一部を改正するものである。

富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第1条 富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例(昭和48年富津市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(富津市精神障害者医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第2条 富津市精神障害者医療費等の助成に関する条例(昭和50年富津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める。

(富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第3条 富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年富津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及び第2条の改正規定(「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。